平成２７年（フ）第５１０号
堺市西区鳳東町６丁635番地１―308
債務者　豆塚　直哉（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
埼玉県春日部市中央５丁目10番地６　ミオカステーロ春日部中央1203号
債務者　西元　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
大分県中津市大字宮夫76番地３
債務者　内尾　淳一
1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第６５４８号
千葉県松戸市松戸1072―10
破産者　岩木　　靖
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５４９号
千葉県松戸市松戸1072―10
破産者　岩木　秀子
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２７４号
東京都台東区上野６丁目９番１号
破産者　アットルーム倶楽部有限会社
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２０９号
東京都豊島区高松２丁目48番１号
破産者　株式会社関野製靴
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５７４号
茨城県北相馬郡利根町大字羽根野900―154
破産者　池野　喜博
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７７８号
東京都八王子市片倉町1190―４
破産者　橋本　純夫
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７７９号
東京都八王子市片倉町1190―４
破産者　橋本　克江
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８７６号
東京都中央区入船２丁目３番６号
破産者　有限会社レックス
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２２号
東京都町田市小山町1618―50
破産者　笛吹　雅子
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３３号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町2266―２
破産者　朝來野智秀
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２６１号
東京都多摩市落合４丁目６―１―703
破産者　石橋うめ子
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３１２号
静岡県浜松市東区小池町1835番地の１
破産者　オカムラフーズ株式会社
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３１３号
静岡県浜松市東区天王町1623―３―302、開始決定時の住所静岡県浜松市東区丸塚町533―５
破産者　岡村　貞夫
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３７１号
埼玉県さいたま市岩槻区大字横根1076番地
破産者　有限会社明和商事
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３７２号
埼玉県川口市北原台２丁目１―17―101、開始決定時の住所埼玉県川口市大字道合298―６
破産者　加藤　信司
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３７３号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目42番５号
破産者　株式会社クイック
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部